



SBIプリズム少額短期保険の現状

2021
Disclosure

2020年度（令和2年度）決算



■ 目次

ごあいさつ	01
企業理念・沿革	02

■ I. 会社の概要および組織

1. トピックス	03
2. 会社概要	04
3. 経営の組織	05

■ II. 主要な業務の内容

1. 業務運営方針	07
2. 当社の業務内容	08
3. 当社の保険商品	09
4. 保険の募集	11

■ III. 主要な業務に関する事項

1. 2020年度における事業概要	15
2. 直近の3事業年度における主要な業務の状況を示す指標	16
3. 直近の事業年度における業務の状況	17
4. 責任準備金の残高の内訳	20

■ IV. 運営に関する事項

1. リスク管理の体制	21
2. 再保険の状況	21
3. 法令遵守の体制	22
4. 指定紛争解決機関（ADR）	22
5. 個人情報の取り扱い	23
6. 反社会的勢力への対応	26

■ V. 財産の状況

1. 計算書類等	27
2. 保険金等の支払能力充実の状況（ソルベンシー・マージン比率）	35
3. 取得価額または契約価額、時価および評価損益	36
4. 計算書類の会計監査人の監査	36

■ 付録 用語のご説明	37
-------------	----

平素より格別のお引き立てを賜り、厚くお礼申し上げます。

2020年度は、新型コロナウイルス感染症の世界規模での感染拡大により、私たちを取り巻く環境は大きく変化いたしました。影響を受けられたすべての皆さまに心よりお見舞い申し上げます。
また、医療関係の皆さまをはじめ、感染拡大防止に向けてご尽力いただいている皆さまに深く敬意を表するとともに、一日も早い新型コロナウイルス感染症の終息と、皆さまのご健康を心よりお祈り申し上げます。

そのような状況のなか、当社では飼い主の皆さまがペットと一緒に動物病院に行きにくい状況などに鑑み、保険料のお支払いならびに保険金請求手続きにおいて「一定期間の猶予を設ける等の特別措置」の実施を行い、ウィズコロナ・ポストコロナ時代を見据えた保険のあり方についても検討を進めてまいります。

当社の2020年度は、4月の仙台本社移転にはじまり、7月には日本アニマル倶楽部からSBIプリズム少額短期保険へと社名変更を行い、10月には名古屋営業所をSBIインシュアランスグループ傘下のグループ会社であるSBI日本少額短期保険株式会社と同時に開設を行いました。両社の名古屋への出店によって、さらなるグループのシナジーを追求し、地域に密着したサービスの提供に努めてまいりました。また、仙台本社・東京本社機能の見直し、コールセンターの場所を他拠点と分けることにより、有事の際の事業継続態勢の構築にも取り組んでまいりました。

2021年6月に「改正動物愛護法」が施行され、マイクロチップ装着の義務化促進や、ペット販売時における生後8週齢規制など、当社の主たる代理店であるペットショップやブリーダーの皆さまは、より厳しい環境への変化が求められ、当社もこの変化にしっかりと対応していく必要があると考えています。

当社は、ペットという命と向き合う現場の皆さま、命を育むペットオーナーの皆さまに保険を通じてより一層手厚いサポートを行い、家族の一員であるペットとの大切なひとときに貢献できるよう、従業員一丸となって知恵を絞り、より良い保険商品の提供に取り組んでまいります。



2021年7月
SBIプリズム少額短期保険株式会社
代表取締役社長 遠藤 匡

■ 企業理念

当社は、お客さまの利益を最優先する「顧客中心主義」を貫き、これからもより多くのお客さまのニーズ（Public）にお応えし、評価していただけるよう（Reliance）、従業員一丸となって知恵を絞り（Idea）、より良い保険商品の提供に（Service）取り組んでまいります（Mission）。

■ 沿革

2002年11月	日本アニマル倶楽部株式会社を設立
2008年 1月	少額短期保険会社 登録 登録番号：東北財務局長（少額短期保険）第1号
2008年 4月	Theペット保険「PRISM」を販売開始
2012年 3月	大阪支店開設
2013年 4月	「プリズムコール®」に商品名を改訂
2014年10月	特約としてWeb証券の運用を開始
2016年 2月	プリズム1か月保障プラン販売開始
2017年10月	譲渡会専用ペット保険「愛情ふるふる保険」販売開始
2018年 5月	札幌営業所開設
2018年11月	福岡営業所開設
2019年 6月	SBI少短保険ホールディングス株式会社が親会社となり、 SBIインシュアランスグループの一員となる
2020年 4月	仙台本社を宮城県仙台市宮城野区から仙台市青葉区へ移転
2020年 7月	商号を「SBIプリズム少額短期保険株式会社」へ変更
2020年10月	名古屋営業所開設

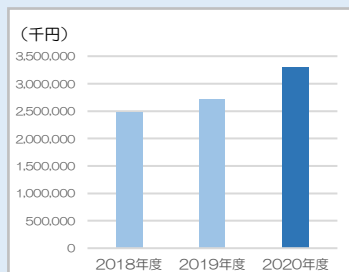
I. 会社の概要および組織

1. トピックス

1 代表的な経営指標

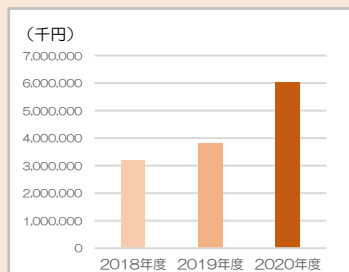
元受収入保険料

コロナ禍でのペット需要増加にともない、順調に推移しました。



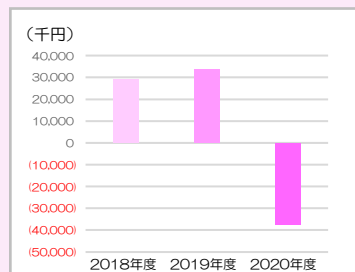
経常収益

新規保険契約の増加にともない、大幅に増加しました。



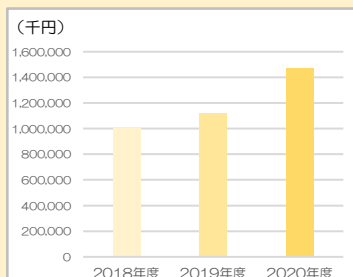
経常利益

保険金支払いなどの増加が主な要因として、経常利益が影響を受けました。



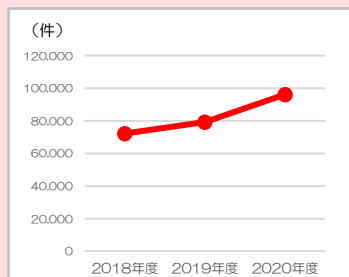
元受正味支払保険金

コロナ禍などの影響にともない、保険金支払いが増加しました。



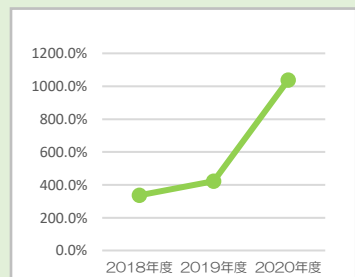
保有契約件数

ペット需要の拡大とグループシナジーを生かし、大幅に増加しました。



ソルベンシー・マージン

2020年度は1,000%を越え、健全性を実現しています。



2 2020年度の主なニュース

① 仙台本社の移転・名古屋営業所の開設

2020年4月に、より一層の本社機能の強化、業務拡大を目的として仙台本社の移転を行いました。また、同年10月にはさらなるグループシナジーの追求、地域密着型サービスの提供を目指し、グループ会社であるSBI日本少額短期保険株式会社と同時に名古屋営業所の開設を行いました。

② 社名を「SBIプリズム少額短期保険株式会社」へ変更

2020年7月に、社名を「日本アニマル倶楽部株式会社」から「SBIプリズム少額短期保険株式会社」へ変更しました。また、あわせて新しい企業理念の制定、ホームページの刷新など大きな変化を迎えた年となりました。

③ 大手ホームセンターさまおよび譲渡団体さまとの協業による「新たな譲渡会」への取り組みを開始

従来型の譲渡会は、公園や駐車場スペースでの開催が多く、季節の寒暖差による犬猫の体調管理、施設不足による衛生管理、飼育希望者を呼ぶための集客活動など、多くの課題がありました。関東一円に大型のホームセンターを運営し地域経済に根差している大手ホームセンターさまと、豊富な譲渡会開催実績を持つ譲渡団体さま、ペット保険にて多くの顧客基盤を持つ当社が手を組むことにより、飼育希望者へ協同して有益な情報を提供できるばかりでなく、ホームセンター屋内での開催により保護犬・猫にやさしく、安心できる譲渡会を開催することが可能となりました。

2.会社概要

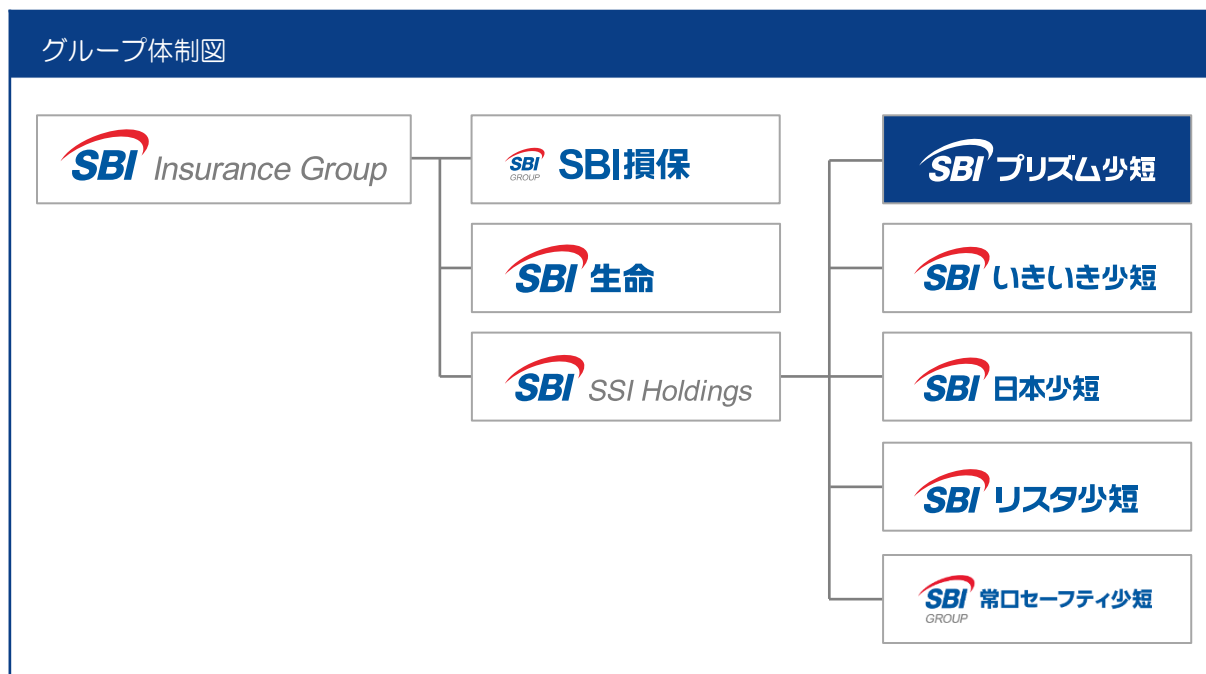
2021年7月現在

会 社 名	SBIプリズム少額短期保険株式会社
設立年月日	2002年11月1日
開 業 日	2008年4月1日
資 本 金	100百万円
事 業 内 容	少額短期保険業
所 在 地	仙台北社：宮城県仙台市青葉区一番町2-1-1 仙台銀行ビル7F 東京本社：東京都文京区本郷1-19-6 太平ビル本館2F 大阪支店：大阪府大阪市淀川区西中島4-12-12 大阪太平ビル7F 札幌営業所：北海道札幌市東区北七条東6-18-21 TEC札幌204 福岡営業所：福岡県福岡市中央区平尾2-18-5 3F 名古屋営業所：愛知県名古屋市中区錦2-4-3 錦パークビル15F



SBIインシュアランスグループは、日本のインターネット金融のパイオニアであるSBIグループの保険事業を担う企業グループです。保険持株会社であるSBIインシュアランスグループ株式会社のもと、当社を含む子会社8社が一体となって総合的な保険事業を展開しています。「顧客中心主義」の徹底という基本方針のもと、保険分野における様々な付加価値を創造し、さらなる顧客基盤の拡大を続けることで企業価値の向上に努めます。

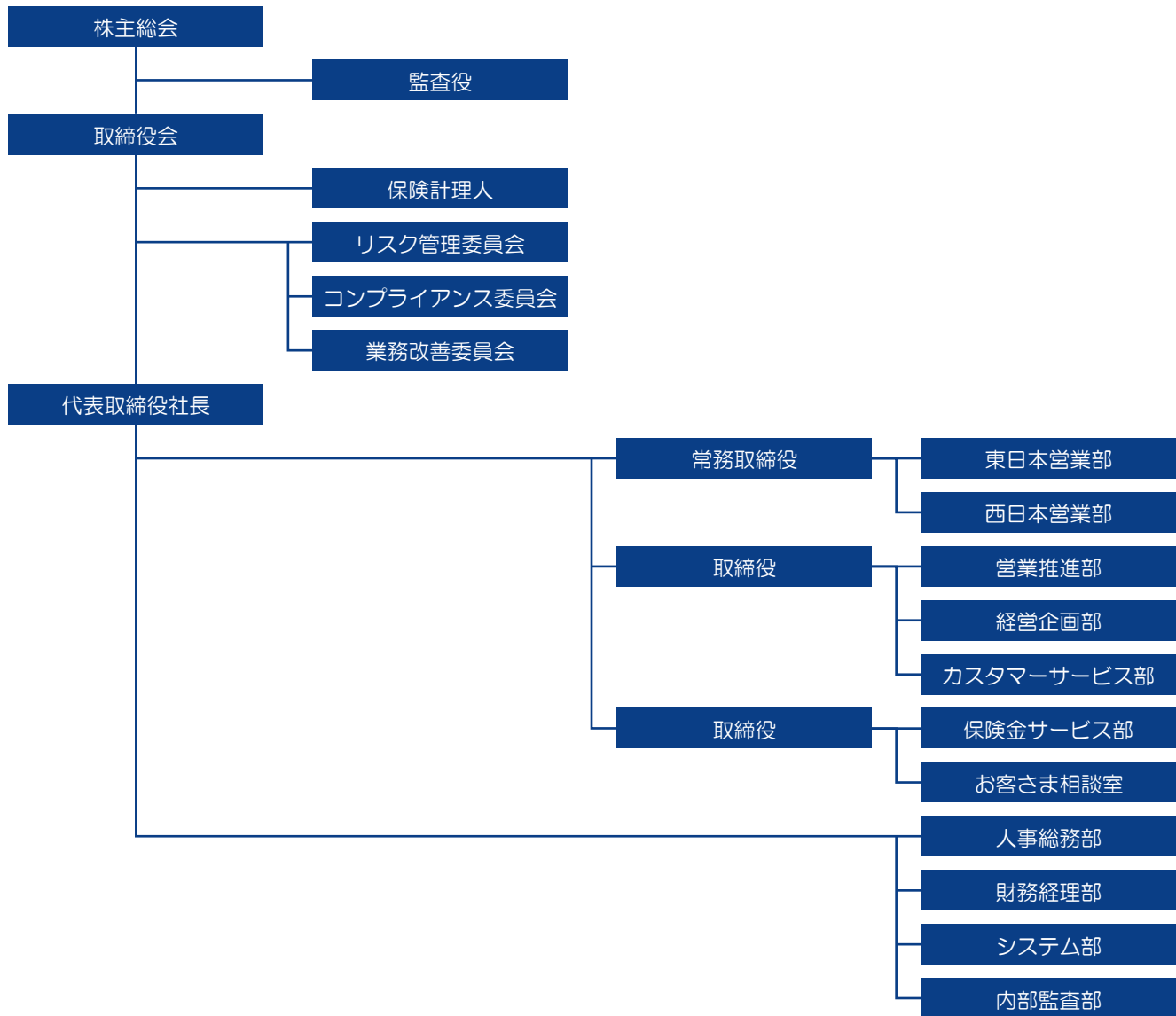
グループ体制図



3.経営の組織

1 組織図

2021年7月現在



2 株主・株式の状況

2021年7月現在

発行可能株式総数	50,000株
発行済株式	22,394株
株主数	1名

主要な株主の名称	持株数	持株比率
SBI少短保険ホールディングス株式会社	22,394株	100%

3 役員の状況

2021年7月現在

役職名	氏 名
代表取締役社長	遠 藤 匡
常務取締役	角 田 和 明
取締役	伊 藤 隆
取締役	高 塚 淳 史
取締役	高 田 和 弘
取締役	採 田 祐 治
社外監査役	清 水 俊 雄

4 会計監査人の状況

2021年7月現在

氏名又は名称
有限責任監査法人 トーマツ

5 従業員の状況

2021年7月現在

従業員数	平均年齢	平均勤続年数
57名	33.5歳	6.1年

Ⅱ. 主要な業務の内容

1. 業務運営方針

当社は、SBIグループの掲げる「顧客中心主義」の理念を踏まえ、「顧客本位の業務運営（フィデューシャリー・デューティ）」の実現、実践を社内外に向けて表明するため、「顧客中心主義に基づく業務運営方針」を定めています。

顧客中心主義に基づく業務運営方針

SBIグループは、1999年の創業当初からお客さまの利益を最優先する「顧客中心主義」を貫き、インターネットをはじめとする革新的な技術を積極的に活用することで、より好条件の手数料・金利でのサービス、金融商品の一覧比較、手数料の明示、魅力ある投資機会、安全性と信頼性の高いシステム、豊やかで良質な金融コンテンツなど、真にお客さまの立場に立った金融サービスの提供に努めてまいりました。

SBIプリズム少額短期保険株式会社（以下「当社」といいます。）は、SBIグループが掲げる「顧客中心主義」の基本観を踏まえ、「かけがえのない家族のために」のもと、ペットを家族としている方々へ、ペット保険を通じて家族の幸福をサポートすることを企業理念に掲げ、お客さまのニーズやご意向に応える適正な商品・サービスを提供することに取り組んでまいりました。こうした取り組みをより一層強化・徹底していくために、「顧客中心主義に基づく業務運営方針」を公表するとともに、顧客満足度など常にお客さまの視点からその取り組みや成果を評価し、定期的に見直しを行ってまいります。

1. お客さまの声を業務運営に活かす取り組み

当社は、お客さまから寄せられる様々な声を真摯に受け止め、サービスの向上に活かすとともに、業務改善・経営改善など、業務運営の質の向上に積極的に役立ててまいります。

2. お客さまのニーズに対応した商品・サービスの提供

当社は、お客さまの状況やご意向を踏まえ、多様化するお客さまのニーズに応える商品・サービスを提供することで、お客さまからの満足と信頼を得られるよう努めてまいります。

3. わかりやすい情報の提供

当社は、お客さまに保険商品の内容を十分にご理解いただけるよう、わかりやすい説明に努めてまいります。

4. 利益相反の適切な管理

当社は、お客さまの利益が不当に害されることのないよう、利益相反のおそれのある取引の把握および管理を行ってまいります。

5. お客さま本位の業務運営の浸透に向けた取り組み

当社は、本方針を全役職員へ浸透させるため、各種研修を実施するとともに、人事評価制度への反映などを通じて、顧客中心主義に基づく業務運営の動機づけの枠組みを構築してまいります。また、顧客中心主義に基づく業務運営の定着のため、取り組みの進捗を測る指標を設定するとともに、その結果を定期的に公表いたします。

2.当社の業務内容

当社が行っている主な事業は次のとおりです。

1 少額短期保険業

ペット保険の引き受けを行っています。

ペット保険の概要

ペット保険は、ペット（もっぱら家庭で愛玩用として飼育される犬・猫・小動物など）を保険の目的とし、保険の目的であるペットが日本国内で保険期間中に障害（病気やケガ）を被り、その結果、被保険者が動物病院で負担する「ペットの治療に要する医療費用など」の経済的損失を担保する保険です。被保険者はペットの飼い主となります。

2 ほかの少額短期保険業者または保険会社の保険業に係る業務の代理または事務の代行業務

SBIインシュアランスグループ各社（SBI損害保険株式会社、SBI生命保険株式会社、SBIいきいき少額短期保険株式会社、SBI日本少額短期保険株式会社、SBIリスタ少額短期保険株式会社）のほか、朝日生命保険相互会社、ネオファースト生命保険株式会社、オリックス生命保険株式会社、あいおいニッセイ同和損害保険株式会社、株式会社justInCaseの保険商品を取り扱っています。

3 上記 1 2 に付随する業務

3.当社の保険商品

1 主なペット保険商品



すでにペットを迎えている方向けの商品

日頃の通院から入院、手術はもちろん、ガン手術、葬祭費用、診断書費用なども保障する、ペット飼い主さまの幅広いニーズにお応えする当社の主力商品です。ワンちゃん・ネコちゃんはもちろん、小動物、鳥類、爬虫類もご加入いただけます。

対象ペット	犬	猫	小動物	鳥類	爬虫類
特徴	・保障割合100%^{※1} ・ペットの年齢が上がっても保険料は変わりません。^{※2} ・終身更新が可能（犬・猫のみ）				

※1・・・保障限度額、限度日数がございます。

※2・・・シニア専用更新プランまではペットの年齢が上がっても保険料は変わりません。



これからペットを迎える方向けの商品

最初の1か月目の保障を厚くし、ペットをお迎えされたばかりの大切な期間を充実の保障でカバー。先天性障害等保障特約も付帯し、ペットのお引き渡し日翌日午前0時から保障開始と、万が一の時にもご安心いただけるプランです。

対象ペット	犬	猫	小動物	鳥類
特徴	・最初の1か月目は手厚い保障 ・ペットを迎えた翌日午前0時より保障開始。 ・先天性障害等保障特約が付帯^{※3}			



ペットの譲渡を受けた方向けの商品

譲渡会などでペットの譲渡を受けた方が入れるプラン。先天性障害等保障特約も付帯し、ペットの譲渡日翌日午前0時から保障開始と、これから新しい家族に迎え入れる際にご安心いただけるプランです。

対象ペット	犬	猫
特徴	・ペットを迎えた翌日午前0時より保障開始。 ・先天性障害等保障特約が付帯^{※3}	

※3・・・先天性障害等保障特約の保障内容は以下のとおりとなります。

先天性障害が保障対象となります。通常免責となる障害のうち、下記障害が保障対象となります。

- | | | | |
|---------|---------|-----------|---------------|
| ・鼠径ヘルニア | ・膝蓋骨脱臼 | ・股関節形成不全症 | ・レックペルテス |
| ・てんかん | ・チェリーアイ | ・気管虚脱 | ・猫免疫不全ウイルス感染症 |

2 保険金の種類

保険金の種類とてん補する損害

保険金の種類	保障内容
入院保険金	ペットが入院した際の1日ごとの入院治療実費について、入院保障限度日額を限度として入院した期間お支払いします。ただし、お支払いの対象となる入院日の総日数は、保険期間中通算で入院保障限度日数が限度となります。
通院保険金	ペットが通院した際の1日ごとの通院治療実費について、通院保障限度日額を限度として入院した期間お支払いします。ただし、お支払いの対象となる通院日の総日数は、保険期間中通算で通院保障限度日数が限度となります。
手術保険金	ペットが手術を受けた当日の施術にかかわる実費を、手術保険金額を限度にお支払いします。なお、同一日に複数の手術を受けたときは1回の手術とみなします。手術保険金の支払回数は、保険期間中2回です。また、ガン手術保険金も保障対象となっている場合は、ガン手術保険金と通算して保険期間中2回が支払限度となります。
ガン手術保険金	ペットがガンの手術を受けた当日の施術にかかわる実費を、ガン手術保険金額を限度にお支払いします。ガン手術保険金の支払回数は、保険期間中2回です。また、手術保険金も保障対象となっている場合は、手術保険金と通算して保険期間中2回が支払限度となります。
葬祭保険金	ペットが死亡したときの火葬、埋葬、供養のための仏具購入費などの実費を、葬祭保険金額を限度にお支払いします。
高度後遺障害保険金	ペットが障害を被り、四肢のうちいずれかにおいて中手骨（前足）または中足骨（後足）より心臓に近い部分から欠損し、高度後遺障害が確定した日から90日以内かつ保険期間内に、ペット用車椅子などの移動補助器具を購入した場合、その購入実費を、高度後遺障害保険金額を限度にお支払いします。
診断書費用保険金	被保険者が、前記の保険金のいずれかを請求するにあたり提出された診断書などを作成する費用を、診断書費用保険金額を限度にお支払いします。なお、お支払いする保険金は、保険期間を通算して診断書費用保険金額を限度とします。

4.保険の募集

1 勧誘方針

当社の勧誘方針

1.保険商品の販売に際して、各種法令等を遵守し、適正な販売に努めます。

- 保険商品の販売にあたりましては、保険業法、金融商品取引法、金融商品の販売等に関する法律、消費者契約法およびその他の各種法令等を遵守してまいります。
- お客さまに保険商品の内容を正しくご理解いただけるよう、説明内容や説明方法を創意工夫し、適正な販売、勧誘活動を行ってまいります。

2.保険商品に関するお客さまの知識、経験および当該保険契約を締結する目的等を総合的に勘案し、お客さまの意向と実情に応じた保険商品の販売に努めます。

- 保険販売におきましては、お客さまの意向と実情に沿った適切な商品を提供すべく、販売・勧誘活動を行ってまいります。
- お客さまの知識、経験および当該保険契約を締結する目的等を総合的に勘案し、商品内容やリスク内容等の適切な説明を行なってまいります。
- お客さまに関する情報については、適正な取り扱いを行い、お客さまの権利・利益の保護に配慮してまいります。

3.お客さまへの商品説明等については、販売・勧誘形態に応じて、お客さま本位の方法等の創意工夫に努めます。

- 販売・勧誘活動にあたりましては、お客さまの立場に立って、時間帯・場所および方法について十分配慮してまいります。
- お客さまと直接対面しない販売等（例えば通信販売等）を行う場合においては、説明方法等に工夫を凝らし、お客さまにご理解いただけるよう努めてまいります。

4.お客さまのご意見等の収集に努めると共に、お客さまの満足度を高めるよう努めます。

- 保険契約について、万が一保険事故が発生した場合におきましては、迅速かつ的確な保険金のお支払いに努めてまいります。
- お客さまの様々なご意見等の収集に努め、その後の商品開発・販売等の方法に活かしてまいります。

2 募集の方法

①代理店による募集

代理店（区分）	募集の方法
一般代理店	法人代理店および個人代理店が保険の募集を行います。
生体販売代理店	法人代理店および個人代理店とし、生体（ペット）販売と同時に保険の募集を行います。
犬猫譲渡団体代理店	法人代理店および個人代理店とし、犬猫譲渡と同時に保険の募集を行います。

②通信販売による募集

募集の種類	募集の方法
文書による募集	当社コールセンターやホームページに申込書類をご請求いただき、当社から保険申込書類を郵送のうえ、保険の募集を行います。
インターネット契約	当社ホームページなどからインターネットを経由して保険の募集を行います。

3 代理店委託と教育

代理店は、当社との代理店委託契約に基づき、当社に代わってお客さまと保険契約の締結や媒介を行います。代理店が保険の募集を行うためには、保険業法第276条に基づき内閣総理大臣の登録を受ける必要があります。代理店登録前には、ペット保険の商品知識・保険販売に関するコンプライアンスおよび少額短期保険募集人資格取得試験の事前研修を行います。代理店登録後も、ペット保険の商品知識やコンプライアンス等について定期的なフォローアップを行います。

4 保険契約の引き受け

保険契約の引き受けは、申込書・告知書等の記載内容に基づき引受可否の判断をいたします。また、ペットの種類により新規加入可能年齢を設けています。告知書の記載内容に基づき、特定疾病不担保特則を適用することを引受条件とする場合がございます。

5 保険金お支払いの流れ

保険金支払いの基本姿勢

保険契約約款に基づいた適正な保険金の支払いを行います。事実関係を正確に把握し、被保険者さまに対して、親切丁寧な事故対応、迅速な損害調査と保険金の支払いを行います。

保険金支払フロー



お電話での受付

i 事故の受付

カスタマーセンターにて事故の受付を行います。事故報告に基づいて、請求できる保険金の種類についてのご案内および保険金請求書類記載方法の説明を行います。

ii 保険金請求書類の送付

被保険者さまへ保険金請求に必要な書類の送付を行います。
※保険金請求に必要な書類は当社ホームページからもダウンロード可能です。

iii 保険金請求書類の受付と確認

当社に返送された保険金請求書類を受け付け、その記載内容の確認を行います。
保険金請求書類に不備がある場合は、被保険者さまに連絡し、不備解消の依頼を行います。



ご契約情報に携帯電話番号をご登録の被保険者さまには請求書到着と同時にショートメッセージサービス（SMS）にて保険金請求者へ請求書到着の連絡を行います。



インターネットからのご請求

i 事故の受付

被保険者さまにてインターネット上より、Web保険金請求ページへアクセスのうえ、お手続きをいただきます。

ii 保険金請求書類の送信

保険金請求に必要な書類を画像データにてご用意いただいたうえ、チャットボット上でご入力、送信手続きをしていただきます。

iii 保険金請求書類画像の受付と確認

当社に送信された保険金請求書類画像を受け付け、その入力、送信内容の確認を行います。
保険金請求書類画像などに不備がある場合は、被保険者さまにメールにてご連絡し、不備解消の依頼を行います。



保険金請求のお手続き完了後にご請求時に登録のメールアドレス宛に保険金請求を受け付けた旨のご連絡を行います。

iv 損害調査

保険金請求書類に基づき、事実関係の確認、診断内容、診療明細の内容の確認を行います。
必要に応じて下記の機関等に照会および事実確認等を行います。

・獣医師 ・警察等公の機関 ・専門機関 ・他の保険会社

v 支払い保険金額等の確定

支払保険金の種類、支払保険金額の確定をします。

保険金のお支払い

被保険者さまの指定する銀行口座に保険金の振り込みを行います。同時に、支払保険金の種類、支払保険金額、振込日等を被保険者さま宛に文書で通知します。

6 保険金の支払体制

①カスタマーセンター

被保険者さまから事故通知の受け付けと保険金請求書類を発送します。必要に応じて保険金請求書類の記入方法などの説明を行います。

カスタマーセンター 0120-39-1212
営業日：平日・土日・祝日（GW期間、年末年始を除く）
受付時間：AM9:30～PM4:00

②保険金サービス部

以下業務を行います。

- 保険金請求書類の受付
- 事故受付内容の入力作業
- 保険金請求書類の記載内容を確認
- 損害調査
 - ※必要に応じて下記の機関等に照会および事実確認等を行います。
獣医師／警察等公の機関／専門機関／他の保険会社
- 支払保険金の種類、支払保険金額の確定
- 保険金のお支払い
- 支払内容の被保険者さまへの通知

③適正な保険金のお支払い

- 事故報告に基づき事実関係を確認するとともに、獣医師からの診断書、診療明細書に記載された治療内容を精査し有無責の判断、支払保険金額の確定を行います。
- 保険金支払の際、再度約款に基づき適正な支払いがなされているか確認を行います。

新型コロナウイルス感染症により影響を受けられた皆さまを対象にした特別措置

当社では新型コロナウイルス感染症により影響を受けられた皆さまを対象に、「保険料のお支払い」ならびに「保険金請求手続き」につきまして、手続き上の簡易処理を設ける等の特別措置を実施しております。

<実施している特別措置>

1. 保険金請求手続きの簡易取り扱いについて

保険金請求に必要な書類について、お客さまの手続きの負担を減らすため、必要な書類を一部省略する等の対応をいたします。

※特別措置を終了する場合は当社ホームページにてお知らせします。

Ⅲ. 主要な業務に関する事項

1. 2020年度における事業概要

1 事業概要

2020年度初期においては新型コロナウイルス感染症拡大での緊急事態宣言の発出、それにとまうホームセンターなどのペットショップ等犬猫生体販売の自粛による影響を受けましたが、その後テレワークなどの普及による自宅待機者を中心とした、コロナ禍における大きなペット需要が発生し、結果として緊急事態宣言の解除による犬猫生体販売再開にてペットショップ、ブリーダー共に犬猫生体販売が大幅に増え、あわせてペット保険の新規契約件数も増加しました。

また、ペット需要増を受け、緊急事態宣言下では自粛を余儀なくされてきた犬猫譲渡会が再開したため、譲渡会専用ペット保険商品の新規加入も大幅に増え、さらなる新規契約件数の増加につながりました。生体販売、譲渡チャネル以外にも保険のプロ代理店、通販型代理店の強化を継続して行い、自社ダイレクト販売においてもSBIグループのビックデータ担当と連携してホームページなどでの見込み顧客の離脱率改善、新規ご契約キャンペーン実施等に取り組み、新規契約の増加に寄与しました。

新たな試みとして、当社代理店である大手ホームセンターさまと、同じく代理店である譲渡団体さまと共同で「新しい譲渡会」の取り組みを実施の他、県庁生協、法人などの団体扱の開拓を進めてまいります。更新契約件数につきましては、従来よりおこなっている保険契約満期2か月前の更新案内に加えて、更新手続きの漏れを防止する取り組みを行い、更新契約件数の確保、更新率の維持を行いました。

その結果、保有契約件数は2020年11月に9万件を突破し、2021年度早々には10万件突破をする予測となっております。

2 決算概況

2020年度決算においては、コロナ禍でのペット需要の増加にともない、新規契約件数は前年比153%と大幅に増え、保有契約件数も9万件を超え、保険料5,727百万円、再保険収入2,433百万円、両者を合わせた保険料収入等にその他経常収益を加えた経常収益は、6,019百万円となりました。

一方で、保険金支払いにおいても前年比127.8%と大幅な増加となっております。これは緊急事態宣言下におけるペット飼い主のテレワーク普及により在宅時間が増え、ペットと一緒に過ごす時間も増えた結果、ペットのちょっとした体調の変化も見逃さずに動物病院へ通う環境も整えられたことによる通院回数の増加が影響していると推測されます。経常費用は保険金等支払金4,214百万円に事業費等を加え、総額6,056百万円となりました。

この結果、経常利益が37百万円のマイナスとなりました。

3 今後の取り組み

2020年度決算を受け、収益の改善とお客さまのご要望に添えていくために、2021年6月より24時間動物医療電話相談サービス「ほっとダイヤル24（犬猫専用）」を開設し、ペットのちょっとした変化があった場合に、いつでもお気軽に獣医師による問診を受けられる電話サービスを無料で各プランに付帯しました。また、7月からは「Web保険金請求サービス」として保険金請求手続きを24時間365日インターネットで請求、完結ができるサービスを開始し、今後もお客さまの利便性向上に努めてまいります。

また、コロナ禍における犬猫飼養ニーズの高まりから、生体販売価格の高騰でペットショップでの犬猫販売頭数の減少が続いております。営業戦略としては新規代理店開拓においては優良ブリーダーの開拓、犬猫譲渡団体との取り組みを強化していくことにより、継続的な譲渡会を通じた犬猫殺処分ゼロへの取り組みの支援を行ってまいります。

2.直近の3事業年度における主要な業務の状況を示す指標

項 目	2018年度	2019年度	2020年度
正味収入保険料	1,752,698千円	1,577,064千円	530,732千円
経常収益	3,188,470千円	3,807,661千円	6,018,722千円
元受収入保険料	2,483,104千円	2,710,305千円	3,294,078千円
再保険収入	702,931千円	992,735千円	2,432,850千円
経常利益	28,859千円	33,801千円	△37,390千円
当期純利益	14,326千円	28,320千円	△30,743千円
資本金の額	890,590千円	890,590千円	100,000千円
発行済株式の総数	22,394株	22,394株	22,394株
保険業法上の純資産額	509,999千円	585,959千円	571,135千円
総資産額	1,332,356千円	1,338,889千円	1,271,101千円
責任準備金残高	761,878千円	667,410千円	538,205千円
有価証券残高	-	-	-
ソルベンシーマージン比率	346.2%	421.4%	1,036.8%
配当性向	-	-	-
従業員数	61名	64名	57名

3.直近の事業年度における業務の状況

1 主要な業務の状況を示す指標等

①正味収入保険料の額および元受正味保険料の額

区 分	2018年度	2019年度	2020年度
正味収入保険料	1,752,698千円	1,577,064千円	530,732千円
元受正味保険料	2,466,596千円	2,693,958千円	3,275,769千円

②支払再保険料の額

区 分	2018年度	2019年度	2020年度
支払再保険料	744,931千円	1,126,972千円	2,759,683千円

③保険引受利益の額

区 分	2018年度	2019年度	2020年度
保険引受利益	956,978千円	953,090千円	1,008,608千円

④正味支払保険金の額および元受正味保険金の額

区 分	2018年度	2019年度	2020年度
正味支払保険金	704,454千円	679,418千円	328,104千円
元受正味保険金	1,006,363千円	1,123,283千円	1,435,999千円

⑤回収再保険金の額

区 分	2018年度	2019年度	2020年度
回収再保険金	301,908千円	443,864千円	1,107,895千円

2 保険契約に関する指標等

①契約者配当金の額

該当する事項はございません。

②正味損害率および正味事業費率ならびにその合算率

区分	2018年度			2019年度			2020年度		
ペット保険	正味 損害率	正味 事業費率	合算率	正味 損害率	正味 事業費率	合算率	正味 損害率	正味 事業費率	合算率
	40.2%	54.1%	94.3%	43.1%	60.0%	103.1%	61.8%	100.2%	162.0%

③出再控除前の発生損害率、事業費率およびその合算率

区分	2018年度			2019年度			2020年度		
ペット保険	損害率	事業費率	合算率	損害率	事業費率	合算率	損害率	事業費率	合算率
	40.8%	53.4%	94.2%	41.7%	55.1%	96.8%	43.8%	56.2%	100.0%

④出再を行った再保険会社の数と出再保険料の上位5社の割合

出再先保険会社の数	出再保険料のうち上位5社の割合
1社	100%

⑤支払再保険料の格付けごとの割合

区 分	2018年度			2019年度			2020年度		
ペット保険	格付	格付機関	割合	格付	格付機関	割合	格付	格付機関	割合
	A+	S&P	100.0%	A+	S&P	100.0%	A+	S&P	100.0%

⑥未収再保険金の額

区 分	2018年度	2019年度	2020年度
未収再保険金	82,805千円	106,416千円	272,877千円

3 経理に関する指標等

①支払備金の額および責任準備金の額

区 分	2018年度	2019年度	2020年度
支払備金	205,889千円	227,936千円	96,767千円
責任準備金	761,878千円	667,410千円	538,205千円

②利益準備金および任意積立金の区分ごとの残高

該当する事項はございません。

③損害率の上昇に対する経常損失の額の変動

損害率情報のシナリオ	発生損害率が1%上昇すると仮定します。
計算方法	・ 増加する発生損害額＝既経過保険料×1% ・ 経常利益の減少額＝増加する発生損害額
経常利益の減少額	31,266千円

4 資産運用に関する指標等

①資産運用の概況

区 分	2018年度		2019年度		2020年度（当期）	
	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比
現預金	555,084千円	39.8%	436,616千円	32.6%	89,131千円	7.0%
金銭信託	-	-	-	-	-	-
有価証券	-	-	-	-	-	-
運用資産計	555,084千円	39.8%	436,616千円	32.6%	89,131千円	7.0%
総資産額	1,332,356千円	100.0%	1,338,889千円	100.0%	1,271,101千円	100.0%

②利息配当収入の額および運用利回り

区 分	2018年度		2019年度		2020年度（当期）	
	収入金額	利回り	収入金額	利回り	収入金額	利回り
現預金	33千円	0.01%	32千円	0.01%	5千円	0.00%
金銭信託	-	-	-	-	-	-
有価証券	-	-	-	-	-	-
小計	33千円	0.01%	32千円	0.01%	5千円	0.00%
その他	-	-	-	-	-	-
合計	33千円	0.01%	32千円	0.01%	5千円	0.00%

※利回りは「収入金額÷月平均運用額」で算出しています。

③保有有価証券の種類別の残高および合計に対する構成比

該当する事項はございません。

④保有有価証券利回り

該当する事項はございません。

⑤有価証券の種類別の残存期間別残高

該当する事項はございません。

4.責任準備金残高の内訳

2018年度末

区 分	普通責任準備金	異常責任準備金	契約者配当準備金	合計
ペット保険	394,472千円	367,405千円	-	761,877千円
合計	394,472千円	367,405千円	-	761,877千円

2019年度末

区 分	普通責任準備金	異常責任準備金	契約者配当準備金	合計
ペット保険	252,367千円	415,043千円	-	667,410千円
合計	252,367千円	415,043千円	-	667,410千円

2020年度末

区 分	普通責任準備金	異常責任準備金	契約者配当準備金	合計
ペット保険	107,239千円	430,965千円	-	538,205千円
合計	107,239千円	430,965千円	-	538,205千円

1.リスク管理の体制

1 管理体制

- ①取締役会
当社のリスク管理に関する重要事項の判断・決定は取締役会が行います。
- ②リスク管理委員会
取締役会の下にリスク管理委員会を設置し、取締役会が適切にリスクに対する判断ができるよう、事務リスク、保険引受リスク（損害率の推移とその原因分析を含む）、資産運用リスク、流動性リスク、システムリスクなどの管理・監視を行います。委員会での協議・決定事項については取締役会に報告を行います。

2 管理方針

当社は企業価値の向上を図るため、円滑な企業活動を阻害するリスクを排除するとともに、収益獲得のための過度なリスクテイクの抑制等によるリスク管理を行い、経営の安全性を確保するとともに、お客さまに対する業務品質の向上および収益性向上を図っています。

当社のリスク管理のために把握し個別に管理すべきリスクの種類は、次のとおりとなります。

- (1) 保険引受リスク
損害率の動向、大口支払い案件の発生状況、告知義務違反などのモラルリスクの発生状況を管理します。
- (2) 資産運用リスク
信用リスクなどの資産運用に係る各種リスクを管理します。
- (3) オペレーショナルリスク等
 - ①事務リスク
 - ②外部委託リスク
 - ③流動性リスク
 - ④災害リスク
 - ⑤風評リスク
 - ⑥システムリスク
 - ⑦その他オペレーショナルリスク

2.再保険の状況

- 当社は保険契約の引き受けリスク分散による事業の安定性確保のために、保険責任の一部を再保険契約しております。再保険会社の選定については、原則として格付会社よりダブルB以上の格付けを取得している会社を要件としております。なお、主要な集積リスクである地震災害リスクおよび台風リスクについては、免責扱いとなっております。
- 当社は安定した再保険力バーを入手するため、重要な会議の一つであるリスク管理委員会で再保険会社、再保険契約形態などを審議し、取締役会で承認決議をしております。

当社は2021年7月1日現在、下記の再保険会社と再保険契約を締結しております。

再保険会社	出再割合
トーア再保険株式会社	80%

3.法令遵守の体制

1 コンプライアンス推進態勢

①取締役会

当社のコンプライアンスへの取り組みに関する重要事項の決定は、取締役会が行います。

②コンプライアンス委員会

取締役会の下にコンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンスプログラムに定める個別課題について協議・決定を行うとともに、コンプライアンスプログラムの進捗状況を管理します。委員会での協議・決定事項については取締役会に報告を行います。

2 コンプライアンス推進施策

①コンプライアンス関連制度

当社はコンプライアンス推進に関連する制度として下記態勢を整備します。

- ・日常業務の違法性に関する相談受付態勢
- ・コンプライアンスを含めた内部監査態勢
- ・代理店監査態勢
- ・個人情報の取り扱いに関する態勢
- ・その他個別の法令等抵触リスクに関する予防態勢

②コンプライアンスマニュアル

コンプライアンス委員会は、コンプライアンスマニュアルを整備し役職員に周知します。
コンプライアンスマニュアルは、定期的に内容の見直しを行い、取締役会の承認を経たうえ、随時更新します。

③コンプライアンスプログラム

コンプライアンス委員会は、全社的なコンプライアンスプログラムを立案し、随時内容の見直しを行います。
コンプライアンス委員会および各部門は、各年度の期中および期末にコンプライアンスプログラムの実践状況を検証し、次年度のコンプライアンスプログラムの策定において適切に反映させます。

④社内普及促進

コンプライアンス委員会は全役職員を対象としたコンプライアンスの社内普及に関する教育・研修などを企画し、計画的に推進します。各部門の責任者は、コンプライアンス委員会の指揮の下、所管する部門の社員に対して、教育・研修などの実践に努めます。

4.指定紛争解決機関（ADR）

当社は、お客さまからお申し出をいただいた苦情などにつきましては、解決に向けて真摯な対応に努める所存でございます。当社に関する苦情などのご相談につきましては、金融ADR制度により「一般社団法人日本少額短期保険協会」が運営する指定紛争解決機関「少額短期ほけん相談室」をご利用いただくことができます。

一般社団法人 日本少額短期保険協会 「少額短期ほけん相談室」

電話番号 0120-82-1144

平日（月～金）8：00～12：00、13：00～16：00
月曜日から金曜日（祝日ならびに年末年始休業期間を除く）

※新型コロナウイルス感染拡大のため当面の間、受付時間を変更しております。
ご了承くださいませようお願い申し上げます。
（通常受付時間：9：00～12：00、13：00～17：00）

FAX番号：03-3297-0755

住所：東京都中央区八丁堀3-12-8 HF八丁堀ビルディング2F
<https://www.shougakutanki.jp/general/index.html>

5.個人情報の取り扱い

当社は、保険業務で取り扱う個人情報について、個人情報保護方針に基づく個人情報の具体的な取り扱いを以下に規定し、適正な管理に努めます。

個人情報保護に関する基本方針

1.法令等の遵守

当社は、個人情報を事業で取り扱う者の責任として、個人情報の保護に関する法律（以下「個人情報保護法」といいます。）、「行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用に関する法律」（以下、「マイナンバー法」といいます。）その他の法令、ガイドライン等を遵守して、お客さまの個人情報ならびに個人番号および特定個人情報（以下、「特定個人情報等」といいます。）を適切に取り扱うとともに、安全管理について適切な措置を講じます。

2.個人情報の取得

当社は、お客さまの個人情報を、業務上必要な範囲で、適法かつ公正な手段により、お客さまによる保険契約申込書、保険金請求書、アンケート、電話、インターネット上での入力や、動物病院や保険業に関連する企業・団体・協会等への照会等を通じて取得いたします。また、個人情報の取得に際しては、インターネット上でお客さまが入力した情報や、電話や書面などでお伝えいただいた情報の録音または記録を行うことがあります。

3.個人情報の利用目的

当社は、お客さまの個人情報を以下の目的の範囲内で利用いたします。

- 1.保険契約のお引き受け、保全管理、保険金のお支払い等の少額短期保険事業およびその付随業務・関連業務
- 2.当社が有する債権の管理および回収業務
- 3.再保険契約の締結、再保険契約に基づく通知および再保険金の請求に関する業務
- 4.当社または当社の関連会社・提携会社が取り扱う商品・サービス、主催する各種イベント、キャンペーン、セミナー等の案内に関する業務
- 5.各種アンケート、マーケティング、商品開発に関する業務
- 6.当社が他社から個人情報の取り扱いを含む業務を受託した場合等において、当該受託業務
- 7.当社への就職をご希望のうえで履歴書、職務経歴書等の人事情報をご提出された場合等において、当社の人事採用選考業務
- 8.お問い合わせまたは各種請求への対応業務

4.個人データの提供

当社は、事前に本人の同意を得ている場合および次に示す事項のいずれかに該当する場合を除き、第三者へ個人情報を提供いたしません。

- 1.法令等に基づく場合
- 2.利用目的の達成に必要な範囲内において、個人情報の取り扱いの全部または一部を委託する場合
- 3.当社のグループ会社との間で共同利用を行う場合
- 4.再保険のために再保険会社へ提供する必要がある場合
- 5.支払時情報交換制度により一般社団法人日本少額短期保険協会、少額短期保険業者各社および特定の損害保険会社等との間で個人情報を共同で利用する場合など、個人情報保護法に基づき共同利用する場合

5.個人データおよび特定個人情報等の取り扱いの委託

当社は、利用目的の達成に必要な範囲内において、個人データおよび特定個人情報等の取り扱いを外部に委託することがあります。当社が外部に個人データおよび特定個人情報等の取り扱いを委託する場合には、委託先の選定基準を定め、あらかじめ委託先の情報管理体制を確認するなど、委託先に対する必要かつ適切な監督を行います。当社では、例えば次のような場合に、上記個人データ（6.については特定個人情報等を含みます。）の取り扱いを委託しています。

- 1.保険契約の募集業務
- 2.保険金請求に関する調査・確認業務
- 3.保険料の収納業務
- 4.コールセンター業務
- 5.情報システムの保守、運用業務
- 6.個人番号関係事務に関する業務

6.機微（センシティブ）情報の取り扱い

当社は、「金融分野における個人情報保護に関するガイドライン」に定める機微（センシティブ）情報については、個人情報保護法その他の法令および金融庁ガイドラインに定める場合を除き、本人の同意なく取得、利用または第三者提供をいたしません。

7.個人情報の共同利用について

当社は、当社が保有する1.に記載する個人情報について、2.に記載されている者との間で共同利用させていただくことがあります。ただし、1.のエに記載の採用応募者に関する個人情報については、3.のオに記載する目的でのみ利用させていただきます。また、金融商品取引法、保険業法、その他の関係法令等により共同利用が制限されている場合には、その法令等に則った取り扱いをいたします。

1.共同利用される個人情報の項目

- ア.氏名、住所、生年月日、電話番号、電子メールアドレス、お取引ニーズに関する情報、公開情報その他個人の属性に関する情報
- イ.お取引の履歴、ポイント情報、お取引いただいている各種商品やサービス等の種類、その他のお取引に関する情報
- ウ.顧客番号、取引番号等の管理番号など、お取引の管理に必要な情報
- エ.SBIグループ企業への採用応募者の氏名、性別、電子メールアドレス、生年月日、住所、電話番号、学歴、職歴、志望動機等の採用応募者に関する情報

2.共同利用者の範囲

以下のサイトに記載されているSBIグループ企業。（以下「SBIグループ企業」といいます。）
なお、共同利用者は随時変更されることがあります。

<https://www.sbigroup.co.jp/company/group/overview.html>

3.共同利用の利用目的

- ア.SBIグループ企業が提供するサービスの会員としてサービスをご利用いただく場合
SBIグループ企業に登録された会員としてサービスをご利用いただく場合、ログイン時およびログイン後における本人認証、各種画面における会員情報を自動的に表示する等、会員の利便性を向上させるため
- イ.SBIグループ企業とのお取引の遂行
SBIグループ企業に対して商品または役務の予約、購入、懸賞などの応募、その他のお取引を申し込まれた場合には、商品の配送、役務の提供、代金決済、お問い合わせへの対応、SBIグループ企業からのお問い合わせ、関連するアフターサービス、その他取引遂行にあたって必要な業務のため
- ウ.SBIグループ企業の広告宣伝またはマーケティング
 - ・SBIグループ企業による各種メールマガジンなどの情報提供のため
 - ・SBIグループ企業のサービスについての電子メール、郵便、電話などによる情報提供のため
 - ・性別、年齢、居住地、趣味・嗜好などの属性または購入履歴、SBIグループ企業の運営するWebサイトの閲覧履歴などに応じて、SBIグループ企業の提供するコンテンツや広告を提供するため
 - ・SBIグループ企業のサービスの利用状況を分析し、新規サービスの開発や既存サービスの改善をするため
 - ・アンケート、キャンペーン、懸賞等の抽選および賞品等の発送およびこれに関連した応募者への連絡のため
- エ.お問い合わせへの対応
SBIグループ企業に対する電子メール、郵送または電話などの方法によるお問い合わせに対応するため
- オ.求人、採用
SBIグループ企業への就職をご希望のうえで履歴書、職務経歴書等の人事情報をご提出された方の個人情報は、SBIグループ企業の人事採用選考活動のため
- カ.その他業務に付随する場合
上記アからオに付随して、SBIグループ企業のサービス提供にあたって必要な利用
- キ.その他
SBIグループ企業が提供する各サービスにおいて、上記アからカ以外の目的で個人情報を利用する場合があります。その場合には、当該SBIグループ企業が提供するサービスのWebサイト上にその旨を掲載いたします。

4.個人情報の管理について責任を有する者の名称

SBIホールディングス株式会社

5.共同利用に関するお問い合わせ先

SBIホールディングス株式会社 総務人事部 TEL:03-6229-0100（代表）

8.特定個人情報等の取り扱い

当社は、特定個人情報等を法令で限定的に明記された目的以外のために取得・利用しません。また、法令で限定的に明記された場合を除き、特定個人情報等を第三者に提供せず、上記の共同利用いたしません。

9.安全管理措置等

当社は、個人データおよび特定個人情報等の漏えい、滅失または毀損等による事故を防止するために、安全管理に関する社内規程および安全管理措置の実施体制の整備に努めるとともに、利用目的の達成に必要なとされる個人情報の正確性および最新性を確保するように努めます。

10.保有個人データおよび特定個人情報等の通知、開示・訂正等、利用停止等

当社は、個人情報保護法に基づく保有個人データおよび特定個人情報等に関する事項の通知、開示・訂正（追加・削除を含む。）・利用停止（消去を含む。）等に関するご請求については、適切かつ迅速な対応を行うよう努めます。具体的なご請求については、下記「お問い合わせ窓口」にご連絡ください。ご請求者がご本人であることを確認させていただくとともに、当社所定の書式にご記入いただいたうえで手続きを行い、後日、原則として書面で回答します。開示請求については、当社所定の手数料をいただきます。

11.匿名加工情報の取り扱い

1.匿名加工情報の作成

当社は、匿名加工情報（法令に定める措置を講じて特定の個人を識別することができないように個人情報を加工して得られる個人に関する情報であって、当該個人情報を復元することができないようにしたもの）を作成する場合には、以下の対応を行います。

ア.法令で定める基準に従って、適正な加工を施すこと

イ.法令で定める基準に従って、削除した情報や加工の方法に関する情報の漏えいを防止するために安全管理措置を講じること

ウ.作成した匿名加工情報に含まれる情報の項目を公表すること

エ.作成の元となった個人情報の本人を識別するための行為をしないこと

2.匿名加工情報の提供

当社グループは、匿名加工情報を第三者に提供する場合には、提供しようとする匿名加工情報に含まれる個人に関する情報の項目と提供の方法を公表するとともに、提供先となる第三者に対して、提供する情報が匿名加工情報であることを明示します。

12.お問い合わせ窓口

当社は、個人情報、特定個人情報等および匿名加工情報の取り扱い等に関する苦情やご相談に対し適切かつ迅速に対応します。当社の個人情報、特定個人情報等および匿名加工情報の取り扱い等に関するご照会・ご相談は、下記までお問い合わせください。

【お問い合わせ窓口】

SBIプリズム少額短期保険

電話番号：0120-39-1212

受付時間：AM9：30～PM4：00（GW期間・年末年始を除く）

6.反社会的勢力への対応

当社は、市民生活の秩序や安全に脅威を与える「反社会的勢力」への対応に関する基本方針および安全管理措置を以下のとおり定めます。

反社会的勢力への対応に関する基本方針

1.取引を含めた関係の遮断

反社会的勢力による不当な要求等に対しては毅然とした姿勢で臨みます。また、反社会的勢力との関係を遮断することに努めます。

2.裏取引や資金提供の禁止

反社会的勢力に対して不祥事件等を隠匿するような裏取引は行いません。また、反社会的勢力への資金提供は行いません。

3.外部専門機関との連携

反社会的勢力による不当な要求等に対しては、警察・弁護士・暴力団追放運動推進センター等の外部専門機関と緊密に連携しながら対応します。

4.組織としての対応

反社会的勢力への対応については、経営陣以下組織として対応するとともに、役職員等の安全を確保します。

5.民事や刑事の法的対応

反社会的勢力による不当な要求等がなされた場合は、外部専門機関等と連携のうえ、民事や刑事などの法的対応を行います。

1.計算書類等

1 貸借対照表

(単位：千円)

科 目	2019年度末 (2020年3月31日現在)	2020年度末 (2021年3月31日現在)	科 目	2019年度末 (2020年3月31日現在)	2020年度末 (2021年3月31日現在)
	金 額	金 額		金 額	金 額
(資産の部)			(負債の部)		
現金および預貯金	436,616	89,131	保険契約準備金	895,347	634,972
預金	-	-	支払備金	227,936	96,767
預貯金	436,616	89,131	責任準備金	667,410	538,205
有価証券	-	-	代理店借	43,302	57,441
国債	-	-	再保険借	144,029	351,244
地方債	-	-	短期社債	-	-
その他の証券	-	-	社債	-	-
有形固定資産	9,658	26,142	新株予約権付社債	-	-
土地	-	-	その他負債	54,929	57,087
建物	482	11,758	借入金	-	-
工具器具備品	6,255	12,525	未払法人税等	5,152	1,872
リース資産	2,920	1,858	未払金	38,920	40,174
建設仮勘定	-	-	未払費用	7,069	12,319
その他の有形固定資産	-	-	前受収益	-	-
無形固定資産	36,359	34,455	預り金	-	-
ソフトウェア	28,397	20,039	リース債務	2,966	1,899
のれん	-	-	資産除去債務	-	-
リース資産	-	-	仮受金	-	-
その他の無形固定資産	7,962	14,416	その他の負債	820	821
代理店貸	-	-	退職給付引当金	20,091	19,911
再保険貸	122,478	272,877	役員退職慰労引当金	10,275	10,275
その他資産	602,903	709,195	その他引当金	-	-
未収金	2,556	44	負債の部 合計	1,167,976	1,130,932
未収保険料	512,034	629,073	(純資産の部)		
前払費用	76,905	61,964	株主資本	170,913	140,169
未収収益	-	-	資本金	890,590	100,000
仮払金	-	-	新株式申込証拠金	-	-
その他の資産	11,407	18,113	資本剰余金	111,900	42,593
繰延税金資産	34,873	43,299	資本準備金	111,900	40,000
供託金	96,000	96,000	その他資本剰余金	-	2,593
			利益剰余金	▲831,576	▲2,423
			利益準備金	-	-
			その他利益剰余金	▲831,576	▲2,423
			繰越利益剰余金	▲831,576	▲2,423
			自己株式	-	-
			自己株式申込証拠金	-	-
			その他有価証券評価差額金	-	-
			繰越ヘッジ損益	-	-
			土地再評価差額金	-	-
			評価・換算差額等合計	-	-
			新株予約権	-	-
			純資産の部 合計	170,913	140,169
資産の部 合計	1,338,889	1,271,101	負債及び純資産の部 合計	1,338,889	1,271,101

2 損益計算書

(単位：千円)

科 目	2019年度末 (2020年3月31日現在)	2020年度末 (2021年3月31日現在)
	金 額	金 額
経常収益	3,807,661	6,018,722
保険料等収入	3,703,040	5,726,928
保険料	2,710,305	3,294,078
再保険収入	992,735	2,432,850
回収再保険金	443,864	1,107,895
再保険手数料	538,791	1,310,307
再保険返戻金	6,538	14,646
その他再保険収入	3,540	-
責任準備金等戻入額	94,467	260,375
支払準備金戻入額	-	131,169
責任準備金戻入額	94,467	129,205
資産運用収益	32	5
利息および配当金等収入	32	5
その他運用収益	-	-
その他経常収益	10,120	31,412
経常費用	3,773,860	6,056,112
保険金等支払金	2,266,603	4,213,992
保険金等	1,123,283	1,435,999
解約返戻金等	16,347	18,308
契約者配当金	-	-
再保険料	1,126,972	2,759,683
責任準備金等繰入額	22,047	-
支払備金繰入額	22,047	-
責任準備金繰入額	-	-
資産運用費用	-	-
事業費	1,485,159	1,842,037
営業費および一般管理費	1,459,228	1,815,976
税金	9,364	6,649
減価償却費	13,073	19,411
退職給付引当金繰入額	3,493	-
その他経常費用	50	82
経常利益	33,800	▲37,390
特別利益	-	-
特別損失	-	-
契約者配当準備金繰入額	-	-
税引前当期純利益	33,800	▲37,390
法人税および住民税	6,483	1,779
法人税等調整額	▲1,003	▲8,426
法人税等合計	5,480	▲6,646
当期純利益	28,320	▲30,743

3 キャッシュ・フロー計算書

(単位：千円)

科 目	2019年度末 (2020年3月31日現在)	2020年度末 (2020年3月31日現在)
	金 額	金 額
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前当期純利益 (▲は損失)	33,800	▲37,390
減価償却費	13,073	19,411
保険業法第113条繰延資産償却費	-	-
支払備金の増加額 (▲は減少)	22,047	▲131,169
責任準備金の増加額 (▲は減少)	▲142,105	▲145,128
契約者配当準備金繰入額	-	-
退職者給付引当金の増加額 (▲は減少)	3,277	▲180
役員退職慰労引当金の増加額 (▲は減少)	-	-
価格変動準備金の増加額 (▲は減少)	-	-
利息および配当金等収入	▲33	▲5
有価証券関係損益 (▲は益)	-	-
支払利息	50	34
為替差損益 (▲は益)	-	-
有形固定資産関係損益 (▲は益)	-	-
代理店貸の増加額 (▲は増加)	0	0
再保険貸の増加額 (▲は増加)	▲13,592	▲150,399
その他資産 (除く投資活動関連、財務活動関連) の増減額 (▲は増加)	▲82,156	▲112,746
代理店借の増加額 (▲は減少)	7,379	14,139
再保険借の増加額 (▲は減少)	48,734	207,215
その他負債 (除く投資活動関連、財務活動関連) の増減額 (▲は減少)	▲8,504	19,024
その他	-	-
小計	▲70,391	▲317,194
利息および配当金等の受取額	32	5
利息の支払額	▲50	▲34
契約者配当金の支払額	-	-
その他	-	-
法人税等の支払額	▲6,735	▲2,726
営業活動によるキャッシュ・フロー	▲77,144	▲319,949
投資活動によるキャッシュ・フロー		
預貯金の純増減額 (▲は増加)	-	300,000
有価証券の取得による支出	-	-
有価証券の売却・償還による収入	-	-
保険業法第113条繰延資産の取得による支出	-	-
その他	▲16,612	▲27,536
投資活動によるキャッシュ・フロー	▲16,612	▲272,464
財務活動によるキャッシュ・フロー		
借入れによる収入	-	-
借入金の返済による支出	-	-
社債の発行による収入	-	-
社債の償還による支出	-	-
株式の発行による収入	-	-
自己株式の取得による支出	-	-
配当金の支払額	-	-
その他	-	-
財務活動によるキャッシュ・フロー	-	-
現金および現金同等物に係る換算差額	-	-
現金および現金同等物の減少額 (▲は減少)	▲93,756	▲47,485
現金および現金同等物期首残高	230,373	136,616
現金および現金同等物期末残高	136,617	89,131

※現金および現金同等物期末残高は、現金および普通預金の残高を記載。

4 株主資本等変動計算書

2019年度

(単位：千円)

2019年度 (2019年4月1日から 2020年3月31日まで)	株主資本						純資産 合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本 合計	
		資本準備金	資本剰余金 合計	その他利益剰余金	利益剰余金 合計		
				繰越利益剰余金			
当期首残高	890,590	111,900	111,900	▲859,896	▲859,896	142,593	142,593
当期変動額	-	-	-	-	-	-	-
当期純損失	-	-	-	28,320	28,320	28,320	28,320
当期変動額合計	-	-	-	28,320	28,320	28,320	28,320
当期末残高	890,590	111,900	111,900	▲831,576	▲831,576	170,913	170,913

2020年度

(単位：千円)

2020年度 (2020年4月1日から 2021年3月31日まで)	株主資本							純資産 合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		株主資本 合計	
		資本準備金	その他資本 剰余金	資本剰余金 合計	その他利益剰余金	利益剰余金 合計		
					繰越利益剰余金			
当期首残高	890,590	111,900	-	111,900	▲831,576	▲831,576	170,913	170,913
当期変動額	-	-	-	-	-	-	-	-
減資	▲790,590	▲71,900	862,490	790,590	-	-	-	-
欠損填補	-	-	▲859,896	▲859,896	859,896	859,896	-	-
当期純利益	-	-	-	-	▲30,743	▲30,743	▲30,743	▲30,743
当期変動額合計	▲790,590	▲71,900	2,593	▲69,306	829,152	829,152	▲30,743	▲30,743
当期末残高	100,000	40,000	2,593	42,593	▲2,423	▲2,423	140,169	140,169

個別注記

【個別注記表】

(重要な会計方針にかかる事項に関する注記)

(1) 固定資産の減価償却の方法

①有形固定資産

定率法によっております。ただし、2016年4月1日以降取得の建物及び構築物については定額法によっております。
なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 15年
工具器具備品 4～6年

ただし、取得価額10万円以上20万円未満の少額減価償却資産については、3年間均等償却によっております。

②無形固定資産（リース資産を除く）

自社利用のソフトウェア

社内における見込利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

③リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

(2) 引当金の計上方法

①退職給付引当金

当期末における退職給付債務に基づき、期末において発生していると認められる額を計上し、退職給付債務は、簡便法により、期末自己都合要支給額に基づいて計算して
おります。なお、当社は2020年3月31日をもって退職制度を廃止しておりますが、廃止時における過去勤務に係る部分を従業員の退職時に支給するため、「退職給付
制度間の移行等の会計処理に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第2号）に基づき、引き続き「退職給付引当金」として計上しております。

②役員退職慰労引当金

2019年3月31日をもって役員退職慰労金制度を廃止しておりますが、廃止時における要支給額に係る部分を役員の退職時に支給するため、引き続き「役員退職慰労
引当金」として計上しております。

(3) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税込方式によっております。

(4) 責任準備金の積立方法

当期末において、保険契約上の責任が開始している契約について、保険業法施行規則第211条の46に基づき、保険料及び責任準備金の算出方法書
（保険業法第272条の2第2項第4号）に記載された方法に従って計算し、責任準備金を積み立てております。なお、責任準備金については、保険業法第121条第1項及び
保険業法施行規則第211条の51に基づき、毎決算期において責任準備金が適正に積み立てられているかどうかを、保険計理人が確認しております。
責任準備金のうち異常危険準備金については、保険業法施行規則第211条の46に基づき、保険契約に基づく将来の債務を確実に履行するため、将来発生が見込まれる危険に
備えて積み立てております。

(5) 保険料等収入に係る収益計上

初回の保険料計上は、保険契約上の責任が開始する申し込みから、保険契約の成立に必要な保険申込書および保険料の収納決済に必要な決済書類が到着したもののについて、
保険契約に基づく保険料金額を計上しております。2回目以降の保険料は、保険料支払期日が確定しているものについて、保険契約に基づく金額を計上しております。
なお、計上した保険料のうち、当期末において未経過となっている期間に対応する部分については、保険業法施行規則第211条の46に基づき、責任準備金に積み立てて
おります。

(6) 保険金等支払金に係る費用計上

保険金等支払金（再保険料を除く）は、保険約款に基づく支払事由が発生し、これに定める金額を支払った契約について、当該支払金額により計上しております。
なお、保険業法第117条及び保険業法施行規則第211条の47に基づき、当期末において支払義務が発生したもの、または未だ支払事由の報告を受けていないものの
支払事由が既に発生したと認められるもののうち、それぞれ保険金等支払金として計上していないものについて、支払備金を積み立てております。再保険料は、
再保険契約に基づく支払事由が当期に発生したもののについて、これに定める金額により計上しております。

(表示方法の変更に関する注記)

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」の適用

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」（企業会計基準第31号 2020年3月31日）を当会計年度から適用し、個別注記表に（会計上の見積りに関する注記）を記載して
おります。

(会計上の見積りに関する注記)

(1) 会計上の見積りにより当事業年度に係る計算書類にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次の通りです。
繰延税金資産 43,299千円

(2) 繰延税金資産の認識は、将来の事業計画に基づく課税所得の発生時期及び金額によって見積っております。当該見積りは、将来の不確実な経済条件の変動などによって
影響を受ける可能性があり、実際に発生した課税所得の時期及び金額が見積りと異なった場合、翌事業年度の計算書類において、繰延税金資産の金額に重要な影響を
与える可能性があります

(追加情報)

当期より「会計方針の開示、会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」（2020年改正企業会計基準第24号）を適用し、会計処理の対象となる会計事象や取引に関連する
会計基準等の定めが明らかでない場合に採用した会計処理の原則及び手続の概要に関する注記を記載しております。

(貸借対照表に関する注記)

(1) 有形固定資産の減価償却累計額	47,234千円
(2) 関係会社に対する金銭債権	9,109千円
(3) 支払備金の内訳	
支払備金（出再支払備金控除前）	483,835千円
同上に係る出再支払備金	387,068千円
差引	96,767千円
(4) 責任準備金の内訳	
普通責任準備金（出再責任準備金控除前）	536,196千円
同上に係る出再責任準備金	428,957千円
差引（①）	107,239千円
異常危険準備金（②）	440,965千円
計（①＋②）	538,205千円

(損益計算書に関する注記)

(1) 関連会社との取引高	
営業費および一般管理費	42,487千円
(2) 正味収入保険料の内訳	
保険料、再保険返戻金およびその他再保険収入の合計	3,308,725千円
再保険料および返戻金の合計額	2,777,992千円
差引	530,732千円
(3) 正味支払保険金の内訳	
保険金等	1,435,999千円
回収再保険金	1,107,895千円
差引	328,104千円
(4) 支払備金繰入額（▲は支払備金戻入額）の内訳	
支払備金繰入額（出再支払備金控除前）	103,940千円
同上に係る出再支払備金繰入額	235,110千円
差引	▲131,169千円
(5) 責任準備金繰入額（▲は責任準備金戻入額）の内訳	
普通責任準備金繰入額（出再責任準備金控除前）	▲4,462千円
同上に係る出再責任準備金繰入額	140,665千円
差引（①）	▲145,128千円
異常危険準備金繰入額（②）	15,922千円
計（①＋②）	▲129,205千円
(6) 利息および配当金収入の内訳	
預貯金受取利息	5千円

(株主資本等変動計算書に関する注記)

発行済株式の種類および総数に関する事項

	当事業年度期首株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度期末株式数
発行済株式	22,394株	-	-	22,394株
普通株式	22,394株	-	-	22,394株
合計	22,394株	-	-	22,394株

(税効果会計に関する注記)

繰延税金資産および繰延税金負債発生の主な原因別内訳

繰延税金資産

未払事業税	▲278千円
異常危険準備金	120,498千円
退職給付引当金	5,567千円
役員退職慰労引当金	2,873千円
前払費用	414千円
長期貸付金	2,126千円
繰越欠損金	35,469千円
繰延税金資産小計	166,670千円
評価性引当額	123,371千円
繰延税金資産合計	43,299千円

(注) 税務上の繰越欠損金およびその繰延税金資産の繰越期限別の金額

	1年以内	1年超2年以内	2年超3年以内	3年超4年以内	4年超5年以内	5年超	合計
税務上の繰越欠損金(イ)	-	-	-	-	-	35,469千円	35,469千円
評価性引当額	-	-	-	-	-	-	-
繰延税金資産	-	-	-	-	-	35,469千円	35,469千円

(イ) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

(ロ) 税務上の繰越欠損金については、将来の課税所得見込額が税務上の繰越欠損金を上回ることから、全額回収可能と判断しております。

(リースにより使用する固定資産に関する注記)

貸借対照表に計上した固定資産のほか、事務機器等の一部については所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しております。

(金融商品に関する注記)

(1) 金融商品の状況に関する事項

①金融商品に対する取組方針

当社は、資産運用については短期的な預金等に限定し、資金調達については借入による方針です。

②金融商品の内容及びそのリスク

当社が保有する金融資産は、主として預貯金であり、発行体の信用リスク、市場価格の変動リスクに晒されておられません。

③金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価値に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等による場合、当該価額が異なることがあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価、およびこれらの差額については次のとおりです。

	貸借対照表計上額※	時価※	差額
(1) 預貯金	89,131千円	89,131千円	-
(2) 未収保険料	629,046千円	629,046千円	-
(3) 代理店借	(57,414千円)	(57,414千円)	-
(4) 未払法人税等	(1,872千円)	(1,872千円)	-
(5) 未払金	(40,174千円)	(40,174千円)	-
(6) リース債務	(1,899千円)	(1,886千円)	13千円

※負債で計上されるものについては()で示しております。

(注) 1.金融商品の時価の算定方法

(1) 預貯金	これらは短期間で決済されるため時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。
(2) 未収保険料	
(3) 代理店借	
(4) 未払法人税等	
(5) 未払金	
(6) リース債務	これらの時価については、元金利の合計額を同様の新規リース取引を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。

(注) 2.時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

	貸借対照表計上額
供託金	96,000千円

これらには、市場価格がなく、且つ返済時期が確定していないため、将来キャッシュ・フローを見積もることができません。したがって、時価を把握することが極めて困難と認められるものであるため、時価を算定しておりません。

（関連事業者との取引引き）

関連事業者との取引状況

①親会社

性質	会社等の名称	議決権等の所有 （被所有）割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
親会社	SBIインシュアランス グループ株式会社	（被所有） 直接0.00%	出向職員の受入	受入出向社員人件費等	9,622千円	未払費用	1,613千円

（注）取引条件および取引条件の決定方針等

1. 出向社員の人件費は、業務の実績等を勘案して交渉の上で決定しております。

②兄弟会社等

性質	会社等の名称	議決権等の所有 （被所有）割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
親会社の子	SBIいきいき少額短期保険 株式会社	-	出向職員の受入・ コールセンター外部委託	受入出向社員人件費・ 外部委託費等	39,033千円	未払費用	4,439千円
親会社の子	SBI日本少額短期保険 株式会社	-	出向職員の受入	受入出向社員人件費等	3,042千円	未払費用	205千円
親会社の子	SBIコネクト株式会社	-	コールセンター運営に 関する業務委託	受入出向社員人件費・ 外部委託費等	28,662千円	未払費用	1,055千円

（注）取引条件および取引条件の決定方針等

1. 出向社員の人件費は、業務の実績等を勘案して交渉の上で決定しております。

2. 外部委託費については、当社の依頼内容に基づき、提示された金額を基礎として、交渉の上決定しております。

（1株当たり情報）

（1）1株当たり純資産額	6,259円24銭
（2）1株当たり当期純損失	1,372円86銭

・重要な後発事象に関する注記

該当はありません。

2.保険金等の支払能力充実の状況（ソルベンシーマージン比率）

区 分	2018年度	2019年度	2020年度
(1) ソルベンシーマージン総額	509,999千円	585,956千円	571,135千円
①純資産の部合計	142,593千円	170,913千円	140,169千円
②価格変動準備金	-	-	-
③異常危険準備金	367,405千円	415,043千円	430,965千円
④一般貸倒引当金	-	-	-
⑤その他有価証券の評価差額 (税効果控除前) (99%または100%)	-	-	-
⑥土地含み損益 (85%または100%)	-	-	-
⑦契約者(社員)配当準備金	-	-	-
⑧将来利益	-	-	-
⑨税効果相当額	-	-	-
⑩負債性資本調達手段等	-	-	-
告示(第14号)第2条第3項第5号イに掲げるもの (⑩a)	-	-	-
告示(第14号)第2条第3項第5号ロに掲げるもの (⑩b)	-	-	-
⑪控除項目(一)	-	-	-
(2) 保険リスクの合計額	294,564千円	278,044千円	110,165千円
R1 一般保険リスク相当額	285,618千円	269,501千円	105,683千円
R2 資産運用リスク相当額	8,435千円	9,598千円	13,807千円
R3 経営管理リスク相当額	8,821千円	8,372千円	3,584千円
R4 巨大災害リスク相当額	-	-	-
ソルベンシーマージン比率 (1) / [(1/2) × (2)]	346.2%	421.4%	1,036.8%

※純資産の部合計は、社外流出予定額、評価・換算差額および繰延資産を除きます。

3.取得価額または契約価額、時価および評価損益

有価証券	該当する事項はありません。
金銭の信託	該当する事項はありません。

4.計算書類の会計監査人の監査

当社は、保険業法第272条の17の規定により公衆の縦覧に供する書類のうち、貸借対照表、損益計算書および株主資本等変動計算書等について、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、有限責任監査法人トーマツによる監査を受け、監査報告書を受領しています。

保険契約に関する用語

再保険

保険会社引き受けた保険契約に基づく保険金支払責任の一部または全部を、他の保険会社に引き受けてもらうことをいいます。

出再

再保険を引き受けてもらう側（出す側）からみた再保険の行為のこと。引き受ける側（受ける側）からみた場合は受再といいます。

代理店

保険会社または少額短期保険会社（以下「保険会社等」）との委託契約により、保険会社等の代理人として保険契約を締結する権限を与えられた者をいいます。契約者が代理店に対して申し込みを行い、代理店が承諾すれば、保険会社等との間で保険契約が有効に成立したことになります。ただし、保険会社等または保険の種類によっては代理店の権限が「媒介」となっていることがあります。この場合には、後日保険会社等が引き受けを承諾したときに保険契約が成立します。

被保険者

保険の補償を受ける人、または保険の対象になる人をいいます。保険契約者と同一の人であることもあり、別人であることもあります。

ペット保険

ペット（もっぱら家庭で愛玩用として飼育される犬・猫・小動物など）を保険の目的とし、保険の目的であるペットが日本国内で保険期間中に障害（病気やケガ）を被り、その結果被保険者が動物病院で負担する「ペットの治療に要する医療費用等」の経済的損失を担保する保険です。被保険者はペットの飼い主となります。

保険金

保険契約により補償される事故によって損害が生じた場合に、保険会社が支払う金銭のことです。

保険証券

保険契約のお申し込み後、その保険契約内容を証明するため、保険会社が作成し保険契約者に交付する書面のことです。当社においては、ご契約内容が当社ホームページ上で確認できるサービス「Web証券」サービスを保険お申し込み時に証券・更新証不発行特約に同意された方向けに行っております。

保険の目的

保険をつける対象のこと。当社のペット保険では家庭で愛玩用として飼育される犬、猫、小動物、鳥類、爬虫類がこれにあたります。

保険料

保険契約者が保険契約に基づいて保険会社に支払う金銭のことです。保険契約の申し込みをしても、保険料の支払いがなければ補償されません。

指標・計算書類等に関する用語

供託金

少額短期保険業者は、保険契約者保護のため、一定の金額を法務局に供託することが保険業上義務づけられています。これは、少額短期保険業者が生命保険会社、損害保険会社と異なり「保険契約者保護機構」の対象にならないため、少額短期保険業者の経営の安定を図るために法令等で定められている制度のひとつです。

経常収益

本来の事業活動によって毎年度継続的に発生する収益のことで、保険料等収入、資産運用収益、その他経常収益を合算した額をいいます。

経常費用

本来の事業活動によって毎年度継続的に発生する費用のことで、保険金等支払金、資産運用費用、責任準備金等繰入額、事業費、その他経常費用を合算した額をいいます。

経常利益

本来の事業活動によって得られた経常収益から、経常費用を差し引いた金額をいいます。金額がマイナスの場合は、経常損失となります。

責任準備金

将来の保険金等の支払いに備えてあらかじめ積み立てておく必要がある準備金のことで、次年度以降の保険金支払いに対応する保険料等を積み立てる「普通責任準備金」、通常の予測を超えるような大災害による保険金支払いに備えて積み立てる「異常責任準備金」、積立保険の契約者配当金の支払いに備えて積み立てる「契約者配当準備金等」などがあります。当社においては、契約者配当金の支払いはないため、契約者配当準備金等の積み立てはありません。

再保険貸・再保険借

再保険貸は、保険会社と再保険会社との間の再保険契約に基づいて授受される再保険料・保険金などに関する、保険会社の再保険会社に対する債権（未収金額）の総額です。再保険借は、再保険貸の逆で、再保険契約に基づいて授受される再保険料、保険金などに関する保険会社の債務の総額です。

支払備金

決算日においてすでに保険事故が発生している契約のために積み立てられる額をいいます。

ソルベンシー・マージン比率

ソルベンシー・マージン比率は、巨大災害や保有資産の大幅な下落など「通常の予想を超える危険」に対する「保険会社が保有している資産・準備金などの支払い余力」の割合を示しています。ソルベンシー・マージン比率が200%あれば、通常はその保険会社の保険金等の支払能力は問題ないとされております。

代理店貸・代理店借

代理店貸とは、代理店に対する保険会社の債権総額です。代理店で取り扱った新契約について集金した保険料は保険会社へ送金しますが、事業年末時点で保険会社へ入金（着金）されていない場合などに発生します。代理店借は、代理店貸の逆で、保険会社の代理店への債務総額をいいます。保険の募集・集金等を行う代理店に支払う手数料などの未払分を計上します。

当期純利益

経常利益に特別利益・特別損失を加減した額（税引前当期純利益/損失）に、法人税等合計を加減した額をいいます。これが当期損益決算の最終結果であり、会社の決算を見るうえでの重要な指標のひとつです。

任意積立金

利益剰余金のうち、利益準備金以外のその他利益剰余金の中から、定款または株主総会の決議により会社が任意に積み立てる金額のこと。等々においては、任意積立金はありません。

利益準備金

将来会社の経営が悪化した場合に切り崩して欠損のてん補に充てることができるよう、会社法によって、積み立てることが義務付けられている準備金の一つです。

利益剰余金

企業が生み出した利益を積み立てた金額で、会社内部に蓄積されているものを指します。利益剰余金は、利益準備金とその他利益剰余金で構成されます。

SBIプリズム少額短期保険の現状

2020年度（令和2年度）決算

SBIプリズム少額短期保険株式会社

東北財務局長（少額短期保険）第1号

〒980-0811 宮城県仙台市青葉区一番町2丁目1-1 仙台銀行ビル7階

TEL：022-745-2600（代表）

URL：<https://www.sbjprism.co.jp>

